

| 部 | 委員会名及び事業内容 |
|--|--|
| 総務 | 総務部重点課題:組織運営の効率化を図り、公益社団法人としての役割を意識した会活動を進める。 |
| | ①総務委員会 本会全体の運営に関する総務事項及び経理事務の実務上の処理、日本社会福祉士会や自治体等との関係機関との調整を行う。この他、埼玉県や埼玉県社会福祉協議会、各自治体、福祉関係団体等からの要請を受け各種行政委員会や審議委員会等へ専門職能団体として委員を推薦する。 また、県民の福祉向上を図るための提言・要望活動などのソーシャルアクションを行う。 [総務会]会全体の運営に関する総務事項(事務局運営・各委員会に属さない事項の協議、自治体からの各委員の推薦など)の協議。随時開催。 [総会]法人の最高意思決定機関。事業実績・決算報告など審議・決定。6月に開催予定。 [理事会]事業計画・予算、執行など重要事項の協議、意思決定を行う。5月、10月、3月開催予定。 [運営委員会]会長、副会長、内部理事・監事、各委員会の委員長が参加。 各委員会運営を中心とした事業の具体的な意思決定を行う。奇数月の第3土曜日9時30分から開催。 [部長会]会長、副会長、事務局長、総務部、研修部、調査研究部、事業部、権利擁護センター、自立相談支援部の長等の参加により各委員会の進捗状況などの確認、重要事項、運営委員会の協議事項の協議と方向付けを行う。毎月第3水曜日に18時30分から開催。 |
| | ②地域ブロック委員会 「組織強化地域ブロック研修」として県北、入間、朝霞の地域ブロックで定期的な会員交流会を開催し、情報交換や研修会を行う。 (1)北部ブロック:連絡会(奇数月第2土曜日15:00～) (2)せいぶSWネット:事例検討会、交流会 (3)朝霞地区ブロック:ブロック会議 |
| | ③広報委員会 広報紙の企画・取材・編集を行い、4月、7月、10月、1月中旬の年4回発行する。 |
| | ④選挙管理委員会 役員(理事、監事)改選の立候補受付公示、候補者の名簿作成、総会での議案の提示を行う。 |
| | ⑤組織委員会 組織・規定の整備を担当する。 会員拡大をめざした入会勧誘活動等を行う。(研修開催時や大学生等に会のパンフレットの配布) |
| | ⑥倫理委員会 会員に対する苦情申し立てが本会に寄せられた時に、事案の調査、審査を行う。 内部委員3名と外部委員(弁護士、学識経験者)2名で構成する。定期委員会は事案の有無に拘らず年1回開催する。 |
| ⑦災害時ソーシャルワーク委員会 (1)日本社会福祉士会(全国・関東甲信越ブロック)、埼玉県、埼玉県社会福祉協議会、その他災害ボランティア団体等との連絡調整、連携し、必要時災害本部立ち上げに関わり受援・支援活動を行う。 (2)緊急時連絡網作成管理と周知。 (3)災害対応ガイドライン、災害対応マニュアルの作成。 | |
| 研修 | 研修部重点課題:社会福祉士の資質向上のため、会員の生涯研修及び認定社会福祉士取得に向けた支援を進める。 |
| | ①公開研修委員会 広く県民を対象に、福祉をめぐる今日的テーマの理解を深めることを目的とした「公開研修」を開催する。 ②学会運営委員会 |

| 部 | 委員会名及び事業内容 |
|---|--|
| | 社会福祉士としての実践や研究内容を報告することにより、会員相互に日々の実践を振り返り、資質の向上を図り、もって県民福祉の向上に寄与できるよう、社会福祉士学会を開催する。 |

| 部 | 委員会名及び事業内容 |
|---|---|
| 研 修 | <p>「第23回埼玉県社会福祉士学会」を開催・運営する。(6月27日総会終了後) 発表要旨をまとめた「抄録集」の編集・発行を行う。</p> |
| | <p>③生涯研修委員会 社会福祉士の知識・技術向上のための研修事業を実施運営する。会員・非会員は問わず。 (1)社会福祉士基礎研修 社会福祉士の専門性の基礎を身につけるための基礎課程の研修会を開催。 基礎研修Ⅰ:集合研修2回実施。6/21(日)、10/18(日) 基礎研修Ⅱ:集合研修9回実施。7/19(日)～3/6(土) 基礎研修Ⅲ:集合研修10回実施。5/24(日)～3/6(土) 青年部研修:基礎Ⅰ 受講者・学生対象の実践活動報告及びグループワーク・研修1回実施。 (2)社会福祉士専門研修 基礎研修の修了者を対象に一層の実務専門性向上のための研修を実施。 スーパービジョン課程:マンツーマン方式で開催。対象者20人。(通年6回)</p> |
| | <p>④地域包括支援センター委員会 「福祉関係者のための地域ネットワーク実践力養成研修」を開催する。 対 象:埼玉県内の各地域包括支援センターに所属する職員 48人。(会員・非会員は問わず) 日 程:集合研修前期2日間、後期1日。 ※認定社会福祉士制度認証研修。</p> |
| | <p>⑤生活困窮者支援委員会 感染症拡大に伴う生活困窮問題の発生に対応する支援策を検討する。</p> |
| | <p>⑥障害者自立支援委員会 「障害者自立支援研修」を開催する。障害・人権に関する様々な課題などの研修。(8月) 対 象:埼玉県内の地域相談機関、福祉事業所、支援団体の職員や障害者団体・家族等。</p> |
| | <p>⑦多文化共生ソーシャルワーク委員会 「多文化共生ソーシャルワーク研修」を開催する。外国籍住民への支援の在り方を各方面から研究し、議論を深める研修。(12月)</p> |
| | <p>⑧子ども家庭支援委員会 「子ども家庭支援ソーシャルワーク研修」を1回、「スクールソーシャルワーカー研修」を1回開催する。 対 象:地域相談機関、スクールソーシャルワーカー、学校、児童福祉施設、支援団体、医療機関等の職員・関係者。</p> |
| | <p>⑨施設実習指導者研修委員会 社会福祉士資格取得に必要な「相談援助実習」の指導者を養成する研修を開催する。また研修修了者で現場の実習指導者に対するフォローアップを行う。 施設実習指導者研修 対 象:社会福祉士であって実習指導者になろうとする者 50人。(会員・非会員は問わず) 内 容:厚生労働大臣の定める基準による講習。(2日間 7/11、7/12) フォローアップ研修 対 象:研修修了者で現場の実習指導者でさらに指導力を深めたいと希望する者 30人。 内 容:実習指導をする中で困難事例・問題点のグループワークによる検討。(1日)</p> |
| | 調 査 研 究 |
| <p>①独立型社会福祉士事務所委員会 地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士事務所の開業者及び開設に関心のある社会福祉士を対象に、スキルアップ研修や事務所の運営業務領域の拡大、協働ネット</p> | |

| 部 | 委員会名及び事業内容 |
|---|--------------------|
| | ワークづくりのための連絡協議を行う。 |

| 部 | 委員会名及び事業内容 |
|---|--|
| 調査研究 | (1)例会の開催。独立型社会福祉士事務所開業者のネットワーク構築について。(年6回) (2)研修会(会員対象)を開催。(9月) (3)総合福祉相談会への参加。 (4)災害支援ボランティアへの協力・参加。 |
| | ②地域包括支援センター委員会 情報交換会の開催(年3回、川口市では独自開催) 対 象:埼玉県内の各地域包括支援センターに所属する職員。(会員・非会員は問わず) 地域別:一定の地域ごとでブロック研修と自由な情報交換会方式。 開催する地域の希望によっては、研修方式も取り入れた情報交換会を行う。 |
| | ③生活困窮者支援委員会 休止 |
| | ④障害者自立支援委員会 障害者支援について、毎回のテーマに基づいた情報交換や制度検討、事例検討などを行う。 また、公開研修の企画・実施や他委員会との連携等、公益事業の実施に協力する。 (原則として奇数月第1日曜10:00～12:00) |
| | ⑤多文化共生ソーシャルワーク委員会 外国籍住民への支援の在り方を各方面から研究し、議論を深めるための研究会を開催する。 (1)外国籍住民への直接的・間接的な相談支援。 (2)定例研究会。(毎月もしくは隔月第3木曜18:30～21:00) (3)定例相談会。(於:国際交流協会) |
| | ⑥子ども家庭支援委員会 子ども家庭支援に関する諸問題の研究、情報交換活動を行う。 (1)関係機関見学。(11月) (2)定例研究会(偶数月第2週)、スクールソーシャルワーカー検討会。(年3回程度) |
| | ⑦司法福祉委員会 (1)更生保護/刑事司法関係機関とのネットワーク会議等への社会福祉士会員の派遣。(約4回程度/年) (2)情報収集・勉強会等の定例研究活動。(年5回程度 4月・6月・9月・12月・2月を予定) |
| 事業 | 事業部重要課題:多様なソーシャルワーク活動分野で、高い専門性に基づいた事業を推進する。 |
| | ①災害時ソーシャルワーク委員会 (1)被災者支援活動(継続支援) 主に東日本大震災で被災し、埼玉県内に避難した被災者への相談支援を行う。 双葉町との情報交換と協議。(偶数月第4木14:30～) 2グループで加須と騎西巡回相談。(月1回)。避難者へのイベント企画・参加支援 (2)災害発生時支援に向けた活動 災害発生時に迅速に支援できるよう、ボランティア会員等の研修及び情報交換等を行う。 |
| ②総合相談事業委員会 総合福祉相談会 : 福祉に関する「1日相談会」 場 所:(1)With Youさいたま (WithYouさいたまフェスティバル参加) (2)県北部地域など (地域イベント会場にて) 対 象:相談支援に携わる支援者及び県民 相談員:本会会員が担当、埼玉県介護福祉士会が協力参加。 広 報:各機関に開催チラシ等を配布。地域の広報やタウン誌等に開催案内を掲載。 準備委員会:準備のための委員会の開催。今後の地域の福祉活動がさらに発展し、会員が | |

| 部 | 委員会名及び事業内容 |
|---|-------------------|
| | 積極的に参加できるように配慮する。 |

| 部 | 委員会名及び事業内容 |
|----------|--|
| 権利擁護センター | <p>権利擁護センター重点課題：成年後見人職務の適切な管理運営を行い、成年後見制度への信頼を高める。特に成年後見制度利用促進事業に協力する。</p> |
| | <p>①成年後見制度委員会</p> <p>ばあとなあ埼玉</p> <p>ばあとなあ埼玉連絡会及びばあとなあ埼玉運営委員会を開催し、次に掲げる事業を行う。</p> <p>1、成年後見に関する相談事業 2、成年後見人養成研修 3、候補者名簿登録者からの成年後見人及び成年後見監督人としての紹介 4、前号により受任した成年後見人及び成年後見監督人への支援(業務査察委員会の設置)5、法人後見事業 6、成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動 7、成年後見制度に関するばあとなあ埼玉会員間の情報交換、研修 8、その他関連する事業</p> <p>(1)支援者のための成年後見活用講座</p> <p>目的：福祉、保健、医療機関等の相談支援担当者を対象に、成年後見制度の概要の理解を図り、申立に必要な手続きの模擬体験を通して、実際の日常業務に役立てる講座を開催する。</p> <p>募集対象：福祉、保健、医療機関等の相談支援担当者 60人定員</p> <p>内容：日本社会福祉士会編集「支援者のための成年後見活用講座」を使用した、講義と演習。</p> <p>日時：8/19(水)・2/21(日)10:00～17:00開催。各1日。</p> <p>(2)成年後見人候補者名簿登録者の養成(人材育成研修/名簿登録研修)</p> <p>人材育成研修(認証研修)</p> <p>目的：① 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。</p> <p>② 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。</p> <p>集合研修：4日間(9/13, 10/11, 11/8, 12/13)</p> <p>名簿登録研修</p> <p>目的：専門職として後見実務を行うにあたっての視点と方法を学び「社会福祉士の倫理綱領」と「社会福祉士の行動規範」に照らして、後見人として活動する上での自己の倫理観を涵養する。成年後見人材育成研修修了者は、本研修修了後、申請によりばあとなあ埼玉後見人候補者名簿に登録することが出来る。</p> <p>集合研修：2021年3/14(日)</p> <p>(3)運営委員会</p> <p>ばあとなあ埼玉の組織、事業に関する検討・管理を行う。</p> <p>年6回定例運営委員会実施。(4/11、6/13、8/8、10/10、12/12、2/13) その他必要に応じて臨時運営委員会開催。</p> <p>(4)連絡会</p> <p>ばあとなあ埼玉会員の連絡及び情報交換を行う。未成年後見についての情報交換も行う。</p> <p>年6回実施。(内3回はブロック別)</p> <p>(5)実務研修/事例検討会/権利擁護実践研修(年数回開催)</p> <p>実務上必要な知識を身につけ、成年後見人としての職務遂行に役立て、また資質の向上を図る。</p> <p>(6)相談支援</p> <p>成年後見に関する相談事業</p> <p>来所・電話相談：毎週土曜日AM10:00～PM1:00 祝日、年末・年始を除く。計50日</p> <p>地域派遣相談：不定期(成年後見制度利用促進協議会関係会議等への派遣含む)</p> <p>(7)法人後見</p> <p>本会が現在法人として受任している後見活動実務2件を継続。必要に応じて新規2件受任。</p> |
| | <p>②高齢者・障害者虐待対応専門職チーム委員会</p> |

| 部 | 委員会名及び事業内容 |
|---|--|
| | (1) 本会・埼玉弁護士会専門職合同チームが、市町村の虐待事案について、市町村の要請に応じて |

| 部 | 委員会名及び事業内容 |
|----------|--|
| 権利擁護センター | <p>専門職チームを派遣し、解決に向けた助言を行うなどの支援を行う。</p> <p>①弁護士会合同研修会：虐待対応専門職チーム委員のスキルアップを図る合同研修会を開催する。</p> <p>②事業広報：高齢者・障害者虐待対応専門職チームリーフレットを配布する。(増刷)。</p> <p>③派遣契約：市町村からの要請を受けてチーム派遣契約を締結。 (2019年度契約市町村:志木市、上尾市、桶川市、久喜市、加須市、三郷市、入間市、川越市、坂戸市、狭山市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、飯能市、東松山市、羽生市・・・15市と契約)</p> <p>(2)高齢者虐待対応現任者標準研修 虐待対応に関する専門知識、技術の習得と実践力向上のための研修を開催する。 対象:市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター職員 50名。 内容:日本社会福祉士会仕様のプログラムによる。(3日間)</p> |
| | <p>自立相談支援部重要課題:社会福祉士の専門性を発揮し、受託事業、会独自事業の活性化と県民福祉の向上に努める。</p> <p>①自立支援専門員事業委員会</p> <p>(1)自立支援専門員事業(埼玉県受託事業の実施) 埼玉県が設置する福祉事務所(4ヵ所)所管の生活保護受給者の生活環境を整え生活支援を行う。 定例会議・運営委員会を開催し専門員の資質向上やスキルアップのための研修及び連絡協議を行う。 自立支援専門員定例会議: 月1回開催する。</p> <p>(2)生活困窮者支援専門研修: 9月、12月に開催する。(年2回)</p> <p>(3)研究報告:埼玉県社会福祉士学会において事業の研究成果を報告する。(7月中)</p> <p>②住宅ソーシャルワーカー事業委員会</p> <p>(1)埼玉県等住宅ソーシャルワーク事業(埼玉県及び 県内の市からの受託事業の実施) 住居を失ったり無料低額宿泊所に入所し、民間アパートや養護老人ホームなどへの入居を希望する生活保護受給・申請者等に対し、安定した地域生活が送れるよう住宅の確保や施設入所等の支援を行う。 支援員(住宅ソーシャルワーカー)が福祉事務所のケースワーカーに同行して無料低額宿泊所などを訪問し、一般アパート等への転居を希望する入居者に対し、その人の潜在能力が発揮できるように励ましながら、一緒に住まい探しを行ない、安定した地域生活が送れるよう継続的に支援する。 対象地域:埼玉県内5市及び町村部 一時宿泊施設:転居までの一時宿泊施設の提供。(ホテル型、ウィークリーマンション)</p> <p>(2)さいたま市住宅ソーシャルワーク事業(さいたま市の受託事業の実施) さいたま市の生活保護受給・申請者等で無料低額宿泊所、無届け施設などの入居者、ドメスティックバイオレンスなどで住まいを失う虞れのある者やホームレスを対象として、住まいの確保(居宅移行)及び地域での安定した生活のための相談支援(地域生活支援)を行う。 対象地域:さいたま市内 一時宿泊施設:居宅移行までの一時宿泊施設の提供。(ホテル型、ウィークリーマンション)</p> <p>③居住支援法人委員会</p> <p>(3)住宅確保要配慮者ソーシャルワーク事業 低所得者、高齢者、母子家庭、障害者等に対し住宅確保のための入居相談支援を行う。 対象地域:埼玉県内</p> <p>④自立相談支援委員会</p> <p>(1)生活困窮者自立相談支援事業(埼玉県及び県内の市からの受託事業の実施) 福祉事務所と連携して生活困窮者の就労支援や住宅確保給付金の給付、一時宿泊施設の提供、家計改善などを含めた総合的な相談支援及び相談支援員の養成研修を行う。 ・生活困窮者自立相談支援事業(入間市、加須市、県内の一部町村)</p> |

自立相談支援

| 部 | 委員会名及び事業内容 |
|---|----------------------|
| | ・家計改善支援事業(さいたま市、飯能市) |

| 部 | 委員会名及び事業内容 |
|--------|--|
| 自立相談支援 | <p>(2)無料職業紹介所事業の実施 生活困窮者、生活保護受給者の就労希望者を対象とし、本会自主事業として職業紹介の取組みを行う。</p> <p>⑤ホームレス自立支援委員会 ホームレスの自立に向けた情報提供や巡回相談の支援を行う。</p> <p>(1)支援員登録 ホームレス巡回相談事業に参加する支援員は年度当初に登録した会員。(個人情報の取り扱いや保険加入が必要なため、初回登録者は研修に参加する)</p> <p>(2)研修 年度当初に生活困窮者支援やホームレス支援関連の研修会を開催。支援員活動希望者の登録研修として開催するが、会員以外にも公開。</p> <p>(3)活動 国土交通省の合同巡視に参加する。(支援の要否の確認等) 台風その他災害後の巡視活動を行う。 その他の地域の河川や公園、駅舎等の巡回を行う。(安否や支援の要否確認等) 個別支援活動:生活保護申請同行や住宅探し、年金や住民票等の手続きの支援活動。 支援員会議:巡回計画や情報の共有など。(奇数月第3土曜日午後)</p> |
| | <p>⑥子ども家庭支援委員会 社会的養護自立支援事業(埼玉県受託事業の実施)</p> <p>(1)希望の家事業 児童養護施設を退所し、大学等に進学する者に対し、住居を提供するとともに、就学や日常生活の相談に応じ、社会的自立に向けての支援を行う。(対象者 16名予定)</p> <p>(2)社会的養護自立支援事業におけるコーディネーター業務 里親や児童養護施設等を委託・措置解除され、引き続き支援が必要な者に対し、継続支援計画の作成及び広く自立生活に向けたや相談支援を行うとともに、関係機関の支援全体の統括を行う。</p> |
| 事務局 | <ol style="list-style-type: none"> 1、 総会、理事会、運営委員会、倫理委員会等の開催 2、 役員及び各委員会との連絡調整 3、 日本社会福祉士会及び他県社会福祉士会との連絡調整 4、 各種行政施策等に対する会員の参加についての連絡調整 5、 社会福祉士の求人情報の発信 6、 会員名簿の整理、会員研修履歴の管理 7、 会計経理事務 8、 会費の徴収事務 9、 他団体・機関との連絡調整 10、災害時派遣支援チーム員、支援ボランティア等の名簿作成、管理 11、各事業受付等、開催支援 12、ホームページの管理 13、会員及び一般市民からの問い合わせ対応 14、公益認定変更、届出に関する事務 15、その他会活動に関する庶務 |